

令和4年 第9回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和4年 第9回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和4年10月3日 午前10時～午前10時27分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (13名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男		
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	欠員	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (1名)	4 番	成 田 敦 志		
6 議事日程				
日程第1 総会会期の決定について				
日程第2 議事録署名委員の指名について				
日程第3 諸般の報告について				
日程第4	議案第1号	令和4年9月16日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について		
日程第5	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)		
日程第6	議案第3号	農用地利用集積計画 (案) について (令和4年10月6日公告予定分)		
日程第7	議案第4号	農用地の買入協議に係る要請について		
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 おはようございます。只今から、令和4年第9回美瑛町農業委員会総会を開会致します。

本日の会議には、成田委員から欠席の届出が提出されております。

よって、本日の会議の出席委員は13名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席ください。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○会 長 皆さんおはようございます。ここ数日の好天でかなり収穫作業も進んでいるのではないかなと思っております。

お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。10月に入ってですね、昨年と打って変わって、適度な雨をもらえてですね、去年よりは、かなり良い出来秋ではないのかなと思っております。

これから稲のほうもまだ残っているかと思えますけども、これから豆の収穫やビートの収穫です。特に小豆の単価が、今2万3000円から4000円という高値で推移しているようですけども、昨年の取り不足分を何とかここで補っていただきたいと思っております。収穫作業もあともう僅かですので、どうか安全作業に心掛けていただいて、11月の道外視察、全員で参加していただきたいと思っております。

今日の総会、1日、よろしく願いいたします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長をお願いいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【無しの声】

- 議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日 1 日限りに決定いたしました。
- 議 長 日程第 2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、8 番、平間委員、13 番、長谷川委員を指名いたします。
- 議 長 日程第 3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
 1 番、令和 4 年 9 月 1 日、令和 4 年第 8 回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外 13 委員が出席しております。
 2 番、9 月 12 日から 13 日の 2 日間、美瑛町議会第 5 回定例会が開催され、会長が出席しております。
 3 番、9 月 15 日、令和 4 年度美瑛町開拓記念式典が開催され、会長外 5 人の委員が出席しております。以上です。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第 4、議案第 1 号、令和 4 年 9 月 16 日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。
- 議 長 議案第 1 号、番号 1 番から番号 5 番までの件について、一括して事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第 1 号、令和 4 年 9 月 16 日に提出のあった、合意解約通知の成立状況の確認について。
 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主、XXXXXXXXXXさん。借主、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXさん他 4 件について、同法第 18 条第 1 項の但し書の規定に該当するかの審議を求めるものです。なお、今回提出のあった 5 案件につきましては、後ほど議案第 4 号にて、買入れ協議に係る要請がなされる予定です。
 番号 1 番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番 XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX、外 2 筆。面積計 80,405 平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 4 年 9 月 16 日付けで合意解約です。
 番号 2 番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番 XXXXXXXXXX、
 外 11 筆、面積計 71,579 平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和 4 年 9 月 16 日付けで合意解約です。
 番号 3 番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番、XXXXXXXXXX、
 面積 31,452 平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんが

ら、借主、■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年9月16日付けで合意解約です。

番号4番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■、外11筆、面積計76,536平米につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年9月16日付けで合意解約です。

番号5番、土地の表示、字名、■■■■、地番■■■■、外5筆、面積計55,648平米につきましては、貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年9月16日付けで合意解約です。

今回提出された5案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引き渡し6ヶ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 これより、議案第1号、番号1番から番号5番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第1号、番号1番から番号5番までの件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に、日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。

○議 長 議案第2号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転となつてございます。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のありました、譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さん他1件の許可の可否につきまして審議を求めるものでございます。なお、今回の2案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を全て満たしております。機械、労働力、技術、通作力距離等をみても問題ないこと、農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

それでは番号1番になります。土地表示、字名、
、地番、一筆、面積計、1,695平米につき
ましては、譲渡人、さんから、譲受人、
さんへの売買による所有権移転申請となっております。
申請箇所はJR美瑛駅からに約キロの箇所で権利設
定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却した
い、譲受人は上記理由により承認願いますとのことございま
す。価格は85,000円で、10アール当たり50,000
円となっております。詳細につきましては、議案3ページを
ご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります委員から
補足説明をお願いします。

○委員 ただいま、事務局からの報告のとおりです。さんは、
もう既に農業をリタイアしておりまして、農地がまだ残ってい
たということで、後ほど集積による売買もありますけども、今
回この農地についてはですね、条件も非常に悪く、3条にて、
売買を行うということです。よろしくご審議のほどお願いいた
します。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、
採決いたします。
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定するこ
とに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第2号、番号2番の件について、事務局から説
明をお願いします。

○事務局 はい、それでは番号2番になります。土地表示、字名、
、地番、一筆、面積、212平米につ
ましては、譲渡人、さんから、譲受人、
さんへの売買による所有権移転申請となっております。

申請箇所は、JR美瑛駅からに約キロの箇所になり
ます。権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受
人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのこ

とでございます。価格は、9,000円で10アール当たり、42,000円となります。詳細につきましては、議案4ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります、■委員から補足説明をお願いいたします。

○■委員 はい。これも事務局からの報告のとおりです。先ほどの■の関係と同じで、この農地についても、あまり条件が良くないということで、3条にて売買することになりました。宜しくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 次に、日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画、案について、令和4年10月6日公告予定分の件を議題とします。
議案第3号、番号1番については、■番■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、■委員の退席をお願いいたします。

(■委員退席)

○議長 議案第3号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、農用地利用集積計画案について、令和4年第8回令和4年10月6日公告予定分、公益財団法人北海道農業公社ほか10件、改善組合承認済みから利用権の設定等、所有権の移転9件、賃貸2件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番につきましては、保有合理化事業による5年間の賃

貸借期間が終了し、北海道農業公社から売渡しになるものです。番号1番、北海道農業公社から、 、
■さんへの売買、田2筆、28,812平米、6,915,000円で10アール当たり240,000円です。以上で説明終わります。

○議 長 これより、議案第3号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 ■委員の入場を認めます。

(■委員入場)

○議 長 ■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 続いて、議案第3号、番号2番から番号11番までの件について、一括して事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番につきましては、賃貸地の売買です。
番号2番、 、 さんから、 、 さんへの売買、田2筆、畑4筆、計51,398平米。2,383,000円で10アール当たり、50,000円、畑40,000円です。

番号3番から番号5番につきましては、売手の規模縮小に伴う売買です。

番号3番、 、 さんから、 、 さんへの売買、畑一筆、22,056平米、1,103,000円で10アール当たり50,000円です。

番号4番、 、 さんから、

■■■■、■■■■さんへの売買、田2筆、畑3筆、計39,425平米、2,410,000円で10アール当たり田50,000円、畑65,100円です。

番号5番。■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、田1筆、5,990平米。300,000円で10アール当たり50,100円です。

番号6番から番号9番につきましては、番号1番と同様に、保有合理化事業による5年間の賃貸借期間が終了し、北海道農業公社から売渡しになるものです。

番号6番、北海道農業公社から、■■■■、■■■■さんへの売買、田2筆、13,303平米、2,661,000円で10アール当たり200,000円です。

番号7番、北海道農業公社から、■■■■、■■■■への売買、田1筆、畑2筆、計27,329平米。5,466,000円で10アール当たり、203,000円。畑122,400円です。

番号8番、北海道農業公社から、■■■■、■■■■さんへの売買。田4筆、畑29筆、計179,844平米、14,782,000円で10アール当たり、田82,000円、畑82,200円です。

番号9番、北海道農業公社から、■■■■、■■■■さんへの売買、畑18筆、計78,479.7平米、5,180,000円で10アール当たり66,000円です。

番号10番及び11番につきましては、北海道農業公社からの賃貸借です。

番号10番、北海道農業公社から、■■■■、■■■■さんへの賃貸借、畑27筆、293,313平米、572,960円で10アール当たり2,000円です。期間は4年10カ月です。

番号11番、北海道農業公社から、■■■■、■■■■さんへの賃貸借。田5筆、畑63筆、計442,697平米、1,593,700円で10アール当たり3,600円です。期間は4年10カ月です。

以上設定を受ける者11件、6名、5法人、設定をするもの11件、4名、7法人、田19筆、166,225平米、畑147筆、1,016,421.7平米、計166筆、1,182,646.7平米です。以上で説明終わります。

○議長 これより、議案第3号、番号2番から番号11番までの件に

ついて質疑に入ります。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号2番から番号11番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に、日程第7、議案第4号、農用地の買入協議の要請についての件を議題とします。
議案第4号、番号1番から番号4番までの件について、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 議案第4号、農用地の買入れ協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係る斡旋の申出があった、XXXXXXXXXXさん他3件の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第2項に基づき、美瑛町から土地所有者に対して同公社が買入れの協議を行う旨の通知をされるよう、同法第16条第1項の規定に基づき、美瑛町に要請するため、審議をお願いいたします。

なお、本日この要請が決定されると、農業委員会から美瑛町長に要請を行い、要請を受けた町が、基本構想をもとに申出者と公社に買入れ協議の通知をすることになります。

また、今後の手続につきましては、土地所有者が町から買入れ協議の通知を受けてから3週間の間に買入れ協議を行うこととなります。

番号1番、申出者は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。農用地は、XXXXXXXXXX、外2筆、面積計80,405平米、申出年月日は令和4年9月17日で、借受け予定者は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさんです。

番号2番、申出者は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。農用地はXXXXXXXXXX外1筆、面積計103,031平米。申出年月日は令和4年9月17日で、借受け予定者はXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん及びXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさんです。

番号3番。申出者は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。農用地はXXXXXXXXXX外11筆、面積計76,536平米、申出年月日は令和4年9月17日で、借受け予定者はXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさんです。

番号4番。申出者は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。農用地はXXXXXXXXXX外5筆、面積計55,648平米。

申出年月日は令和4年9月17日で、借受け予定者は、
、
さんです。

今回審議をいただいた4案件につきましては、買入れ協議が
成立しますと、次回11月の総会で集積計画にて、公社へ売買
され、12月以降の総会で、認定農業者の方への貸付けが始ま
ることとなります。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第4号、番号1番から番号4番までの件につ
いて質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【無しの声】

○議 長 これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番から番号4番までの件について、原案
どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了い
たしました。
以上をもちまして、令和4年第9回美瑛町農業委員会総会を
閉会いたします。ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を
整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印
する。

令和 4年10月 3日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

平 間 初 美

美瑛町農業委員

長谷川 宏